審査基準

令和８年４月１日作成

法　　　令　　　名：警備業法	
根　拠　条　項：第42条第３項において準用する第22条第６項	
処　分　の　概　要：機械警備業務管理者資格者証の再交付	
原権者（委任先）：北海道公安委員会（各方面公安委員会）	
法　令　の　定　め： 　警備業法施行規則第63条、第43条第３項（機械警備業務管理者資格者証の再交付の申請）	
審　査　基　準： 　法令の定めに尽くされている。	
標準処理期間： 　14日	
申　　　請　　　先： 　当該機械警備業務管理者資格者証の交付を受けた警察署の生活安全課（係）又は生活安全第二課の窓口に提出してください。	
問い合わせ先： 　北海道警察本部生活安全部保安課警備業係　　（電話011-251-0110） 　当該機械警備業務管理者資格者証の交付を受けた警察署が所在する各方面本部の生活安全課生活経済・保安・サイバー係 （所在する警察署が函館方面の場合（電話0138-31-0110）） （所在する警察署が旭川方面の場合（電話0166-35-0110）） （所在する警察署が釧路方面の場合（電話0154-25-0110）） （所在する警察署が北見方面の場合（電話0157-24-0110））	
備　　　　　　　考：	